

# 大平町

# 地域協議会だより

2014年11月  
第35号



10月12日(日)、第57回大平地区  
体育祭が開催されました。  
(『花咲け三色すみれ』での一コマ)



8月22日(金)と9月26日(金)、大平総合支所大会議室において、第5回と第6回の大平町地域協議会が開催されました。

第5回会議では、「文化振興計画(素案)について」、「地域づくり推進条例(案)及び同条例施行規則(案)について」など、2件の意見聴取と、「一般廃棄物処理基本計画策定着手について」、「新たな地域自治制度基本構想(素案)についての意見に対する回答について」など、2件の報告が行われました。

第6回会議では、「ふれあいバス岩舟線の運行及び藤岡線の見直しについて」報告がありました。なお、この会議では、第5回に意見聴取として議題となった、「文化振興計画(素案)」に対する、当協議会としての意見をまとめました。

第5回・第6回  
大平町地域協議会

# 第5回大平町地域協議会

## 《意見聴取事項》

### 栃木市文化振興計画(素案)について

#### 【教育委員会事務局文化課】

#### ◆目的

栃木市の文化芸術の基本的な考え方を示し、体系的な施策の展開を図るために策定する。

#### ◆概要

#### ○趣旨

「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」等を指針としながら、市総合計画及び市教育計画との整合性を図り、平成27年度から平成34年度の8年間を見据えた計画を策定するものです。

#### ○本計画策定の方法

- ・文化芸術等に対する意識や考え方を把握するため、「市民アンケート調査」を実施。
- ・「策定ワーキンググループ」、「各地域施策検討懇談会」を実施し、素案づくりを進める。

・「策定部会」、「検討委員会」において、内容を随時検討し計画(素案)を作成した。今後は、パブリックコメント等での意見・提案を

受けながら計画策定を進める。

#### ○本計画の特徴

- ・「早期に取り組むもの」(具体的施策)と「検討を重ね中・長期的に取り組むもの」(重点継続課題)に区分する。
- ・各施策については、市民と市がそれぞれ担う役割を明記した。
- ・各地域で施策検討懇談会を開催し、主な文化資源等を整理し、特に取り組む必要がある施策を示す。

#### ○本計画の推進と役割

推進体制を整備、進行管理、重点継続課題への検討を進める。

#### ○栃木市の文化振興の課題のまとめ

- ・文化芸術に親しむ人を増やす。
- ・文化芸術の活動団体等を支援する。
- ・文化財等を守り、伝え、活かす。
- ・郷土芸能等を支え、継承する。

#### ○基本目標と施策の方向性

- ・文化芸術活動の推進
  - ・文化芸術に親しみ、活かす機会 の充実
  - ・文化団体等の育成と組織化の支援
- ・歴史文化の保護と活用
- ・文化財等の保存と活用
- ・郷土芸能等の継承

#### ○基本理念

市民が、幸福と満足を感じ、希望と誇りを持てる文化創造の新しいまちをつくりまします

#### ○キャッチフレーズ

わたしが光り みんなで輝く  
文化の息づく まちづくり

#### ○各地域における文化振興の施策

施策の方向性を踏まえて検討し、地域間で浮き彫りとなった共通の課題に対しては、市全体の施策との調整を図りながら推進する。

#### ○計画推進体制の整備

(仮称)文化振興計画推進委員会、(仮称)文化振興計画庁内推進本部の体制を整備する。(仮称)推進委員会においては、市民協働により改善策の検討等を行う。

#### ○重点継続課題の検討

- ・文化振興条例の制定について
- ・市民(民間)と市(行政)の間に立つ団体等の設立について
- ・市全体の文化施設の整備について
- ・地域文化を活かしたまちづくりについて

#### ◆地域協議会としての意見

(第6回会議において決定となった回答)

「第4節 各地域における文化振興の施策」において、地域別の文化振興の施策が謳われているが、文化振興の様なソフト施策には地域別の概念を持ち込まず、全市民的な考えに立つべきであり、地域別の掲載は、市全域に及ばない地域特有の課題や、地域に密着した施設並びに文化財の利活用等に限定すべきものと考ええる。

例えば、高齢者の交通手段や郷土芸能等の後継者の育成は、一地域の問題に留まらず、他の地域にとっても共通の課題であるため、市全域の課題としてまとめ、その解決策についても、各地域間の整合性のとれた表現にすべきであると思われる。

当計画の構成では、地域ごとに差異があるかのような受け取られる方をされることが懸念されるため、当協議会の意見を検討願いたい。



# 栃木市地域づくり推進条例(案)及び同条例施行規則(案)について

## 〔総合政策部地域まちづくり課〕

### ◆背景

合併時に旧町の区域に導入された地域自治区制度が、平成27年3月31日をもって終了することに伴い、市全域を対象に身近な地域のまちづくりを推進するため、栃木市新たな地域自治制度基本構想を策定した。

### ◆目的

身近な地域のまちづくりを推進し、住みやすく活力のある地域社会の実現を図るため、同構想に基づき、栃木市地域づくり推進条例及び同条例施行規則を制定するもの。

### ◆地域協議会としての意見

原案のとおり、了承する。

## 《報告事項等》

# 一般廃棄物処理基本計画施策 着手について

## 〔生活環境部環境課〕

### ◆背景

栃木地区広域行政事務組合が策定した、ごみ処理基本計画及び

排水処理基本計画をもって、各構成自治体の一般廃棄物処理計画としていたが、同組合が解散したことに伴い、栃木市として策定する必要が生じた。

### ◆目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定する。

### ◆概要

- ・一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ・一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ・分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ・一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的な事項
- ・一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項



# 「栃木市新たな地域自治制度基本構想(素案)」についての意見に対する回答について

## 〔総合政策部地域まちづくり課〕

平成25年度第6回地域協議会において、意見をまとめ提出し、それに係る回答を報告するもの。

### 《地域協議会としての意見》

住民代表組織である「(仮称)地域会議」委員の選定にあたっては、地域の意見や課題を幅広く収集するために、男女比や年齢構成に十分配慮していただきたい。

また、委員の定数についても、地域の実情に応じ、人口割による増員も検討していただくよう要望する。

### 《意見に対する市からの回答》

「(仮称)地域会議」委員の男女比や年齢構成については、栃木市自治基本条例に基づく「栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」の規定に即するものとなるよう配慮してまいります。

委員の定数については、現在の地域協議会及び栃木地域まちづくり検討委員会の定数がそれぞれ15人以上、30人以上となっていること並びに「栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」の規定を踏まえ、委員定数の上限を、地域の状況にに応じて、15人から20人までの範囲で設けることを検討いたします。

# 第6回大平町地域協議会

## 《報告事項等》

# ふれあいバス岩舟線の運行及び藤岡線の見直しについて

## 〔生活環境部交通防犯課〕

### ふれあいバス岩舟線の運行について

岩舟地域及び大平地域において定時性が必要となる「通勤・通学」の足を確保するため、また、太平山から三轟山にかけての観光を促進するため、平成26年11月からふれあいバスの運行を開始する。

### ○岩舟線の運行内容

「栃木駅」から「道の駅みかも」までの区間を循環し2系統の路線で運行する。

### 【主な運行ルート】

栃木駅→ゆうゆうプラザ→静和駅→岩舟総合支所→道の駅みかも→とちぎ花センター→遊楽々館→ぶどう団地→栃木駅

### ○運賃について

他の路線と同様に地帯制とし、初乗り100円、地区を越えるごとに100円を加算し、最大300円とする。

### ○スケジュール

- ・平成26年10月20日(月) 広報とちぎ11月号において掲載
- ・平成26年11月1日(土) 運行開始

○藤岡線の変更内容

地 区	バス停留所	運行ダイヤ
大平町榎本	廃止 1 箇所 新設 9 箇所 増減 8 箇所	停留所 YC 栃木西部前を廃止し、新設する真弓南部公民館前～かわたクリニック前の各停留所を設定する。
大平町上高島	廃止 1 箇所 新設 1 箇所 増減 0 箇所	停留所上高島公民館入口を廃止し、上高島公民館前を設定する。

**ふれあいバス藤岡線の運行内容見直しについて**  
 大平町榎本地区については、ふれあいバスが運行しておらず、鉄道の駅から遠距離であるため、地域住民よりバスの運行の要望が寄せられている。  
 ついては、藤岡線の一部の便について、榎本地区方面へと運行ルートを変更することにより、地区住民の利便性を確保する。  
 また、ふれあいバスの安全な利用のため路線変更に関する要望が寄せられていることから、併せて見直しを行う。

**ふれあいバス岩舟線における運行ルートの見直しについて**

ふれあいバス岩舟線の運行ルートについては、大平地域にあるぶどう団地を経由するにも関わらず、交通ルートの要である大平地域内の駅を通らないものとなっております。

現在の運行ルートでは、ぶどう狩りやトレッキングに訪れる方も栃木駅で下車することとなり、来訪者の利便性の面で不都合が生じる恐れがあります。また、大平地域内の駅の観光者利用が減少に転じることとなり、まちなかのにぎわい創出への影響が懸念されます。

ふれあいバスは、地域の観光にとって重要なものであり、また、東武日光線新大平下駅及び両毛線大平下駅を利用していただくことにより、駅周辺の活性化、地域のPR等にも繋がりますので、現在のルートに、大平地域内の2つの駅を加えていただくよう検討願います。



○運賃について  
 いずれの変更とも、運賃の地区割に影響を及ぼさないことから、運賃については、現行のとおりとする。  
 ○スケジュール  
 ・平成26年10月20日(月)  
 広報とちぎ11月号において掲載  
 ・平成26年11月1日(土)  
 運行内容の変更  
 「ふれあいバス岩舟線の運行及び藤岡線の見直し」について報告を受け、当協議会として意見書をまとめ、市長へ提出しました。  
 ※意見書内容は、左記載のとおりです。

《お詫びと訂正》

9月19日発行第34号地域協議会だよりについて、一部、誤った表記がございました。

- ・4頁〈意見聴取事項〉
- 下水道使用料の統一及び下水道受益者負担金の再編について
- ④下水道使用料統一のイメージ(案)

⑤水道料金、下水道使用料統一のイメージ(案)

●追加

- 下水道受益者負担金(改正案)
  - ・市街化区域：330円/m<sup>2</sup>
  - ・市街化調整区域：350円/m<sup>2</sup>
- ご迷惑をお掛けしましたことをお詫びするとともに、ここに訂正させて頂きます。

**今後の地域協議会の予定**

- ◆第8回大平町地域協議会  
 (10月開催分中止のため)  
 12月26日(金)午後1時30分
- ◆第9回大平町地域協議会  
 1月23日(金)午後1時30分

【場所】大平総合支所別館大会議室

※会議は傍聴できませんので、ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。

**地域の皆さんの**

**ご意見をお寄せください**

大平地域のことについて、ご意見等がありましたら、左記の電話やFAX、メール等でお寄せください(様式不問)。

ご意見等の内容によって、地域協議会で検討いたします。

**大平町地域協議会だより**

— 第 35 号 —

平成 26 年 11 月 20 日発行

発行 大平町地域協議会研究会

〒329-4492 栃木市大平町富田 558 番地

大平総合支所地域まちづくり課

(電話)0282-43-9205

(FAX)0282-43-8818

(E-mail)o-chiiki@city.tochigi.lg.jp